

群馬県医療費適正化計画に係る懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県医療費適正化計画に係る懇談会(以下「懇談会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 群馬県は、群馬県医療費適正化計画の策定及び進捗管理等にあたり、学識経験者及び関係者等から幅広い意見を徴するため懇談会を設置する。

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる所属等の者をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(所管事務)

第5条 懇談会は、高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づいて群馬県が策定する群馬県医療費適正化計画について、次の事項を協議する。

- (1) 群馬県医療費適正化計画の策定に関すること。
- (2) 群馬県医療費適正化計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他医療費適正化の推進に関すること。

(運営)

第6条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長が必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第8条 懇談会に幹事若干名を置き、関係職員の中から知事が任命する。

- 2 幹事は、委員を補佐する。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、群馬県健康福祉部国保援護課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月17日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

群馬県医療費適正化計画に係る懇談会 委員

分野	所属等
保健医療 関係者	公益社団法人群馬県医師会
	公益社団法人群馬県歯科医師会
	一般社団法人群馬県薬剤師会
	公益社団法人群馬県看護協会
	一般社団法人群馬県病院協会
保険者	健康保険組合連合会群馬連合会
	全国健康保険協会群馬支部
	群馬県国民健康保険団体連合会
被保険者	日本労働組合総連合会群馬県連合会
市町村代表	群馬県市長会
	群馬県町村会
学識経験者	—